

一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和6(2024)年8月26日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 谷 禎一 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項(1) 放課後子ども育成教室の改善を求める請願に対してどのように対応しているのか</p> <p><内容> 6月議会で放課後子ども育成教室の改善を求める請願が全会一致で採択された。町はこの請願に対してどのように対応しているのか。</p> <p>① 請願人は6月21日の総務文教委員会で「現在の放課後子ども育成教室は安心安全な場とは言えなくなったこと」「夏休み前に新しい放課後子ども育成教室をつくってほしいこと」の二点を主張された。どのように対応したか。</p> <p>② アドバイザーを採用したとのことである。処遇はどのようなものか。しかるべき資格は持っているのか。誰がどのようにこのアドバイザーを管理・指導するのか。アドバイスの軸はどこにおいているのか。例)子どもの権利条約は基本にすわっているのか。</p>	町長
<p>質問事項(2) 個人情報保護について</p> <p><内容> 7月2日奈良地裁で公判が開催され、元高校生が起こした損害賠償裁判が始まった。町は保護者や本人の同意もないのに個人4情報を紙媒体で自衛隊に提供していることにいまだ反省がない。</p> <p>7月22日、わが党の畠山和也元衆議院議員が参議院議員会館で防衛省と交渉を持ち、防衛省と総務省の連名通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」(2021年2月)を取り上げたところ、防衛省は後日「地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。」「(防衛省は)知事・市長村長に対して資料(個人情報)の提出を求めているが強制するものではない。」と回答した。</p> <p>① 個人情報を紙媒体で自衛隊に提出することはやめ閲覧する方式に戻すべきではないか。</p>	町長

<p>質問事項 (3) 中央公民館建て替えについて</p> <p><内容> 5月31日議員懇談会で報告された「広陵中央公民館再整備基本方針案について」は自治基本条例で定めた内容と異なる視点で報告がなされている。</p> <p>「事業手法・スケジュール」では手法として「DRO 又は PFI」あるいは「DBO 又は PFI」が位置付けられている。DBO 方式とは、Design Build Operate の略で、民間事業者に、設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ねること、とされている。</p> <p>① 自治基本条例では「第 12 条 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。」と定めている。一括して設計・建設・運営を民間会社に委ねる DBO の規定であれば該当しないことになる。住民参加を抜本的に強化して住民本位の建て替え事業にしてほしい。</p> <p>② 初期費用として 41.2 億円が示されている。中身は何か。</p> <p>③ 「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方に係る答申」において、「町長におかれましては、本答申の結果を受けて、速やかに公民館建替の方向性を出されることが望まれます。(中略)・公民館に関しては、公民館運営審議会の再開を、図書館に関しては、図書館協議会 の立ち上げを速やかに実施されることが望まれます。・公民館建替及び文化芸術振興に当たっては、町民の参加を図るとともに、町民・事業者・関係機関との連携、参画・協働を基調とした施策を進められることを望みます」と提示されている。この方向で検討したなら DBO 方式など到底考えられないではないか。</p>	<p>町長</p>
<p>質問事項 (4)</p> <p><内容></p>	
<p>第一回目の質問は 7 分を予定している。町の答弁は 15 分程度におさめてもらいたい。</p>	